

令和6年5月 登米市部長等連絡調整会議

日 時 令和6年5月7日（火）

午前9時30分から

場 所 石越総合支所 2階多目的ホール

《 次 第 》

1 開 会

2 議 題

- (1) 登米市ネーミングライツパートナーの決定について 資料1・・・P 1
- (2) 令和6年度宮城県林野火災防ぎょ訓練について 資料2・・・P 3
- (3) バスで巡る時間旅行『奥の細道芭蕉バスツアー』の実施について
資料3・・・P 4
- (4) 森の町登米市『登米の森ワークショップ』の実施について 資料4・・・P 6
- (5) 令和6年度「市民参加の新たな森林づくり・春」植樹祭について
資料5・・・P 7
- (6) とめまる2024の開催について 資料6・・・P 8
- (7) 第66回水道週間行事について 資料7・・・P 10

3 その他

- (1) 新たな人事評価制度の試行について 資料8・・・P 11
- (2) 接遇向上運動について 資料9・・・P 13
- (3) 家畜伝染病発生時における本市の対応について 資料10・・・P 16

4 閉 会

令和6年度 部長等連絡調整会議構成員名簿

	職 名	氏 名	備 考
1	市 長	熊 谷 盛 廣	
2	副市長	丸 山 仁	
3	教育長	小野寺 文 晃	
4	病院事業管理者	松 本 宏	
5	総務部長	阿 部 桂 一	
6	総務部政策推進局長	小野寺 憲 司	
7	総務部危機管理監	及 川 仁	
8	まちづくり推進部長	佐 藤 靖	
9	市民生活部長	佐々木 美智恵	
10	市民生活部理事兼少子化対策推進監	永 浦 広 巳	
11	市民生活部次長兼福祉事務所長	武 田 康 博	
12	環境事業所長	遠 藤 貞	
13	産業経済部長	千 葉 昌 彦	
14	建設部長	伊 藤 勝	
15	会計管理者	金 澤 正 浩	
16	医療局次長兼経営管理部長	高 橋 一 真	
17	上下水道部長	細 川 宏 伸	
18	消防本部消防長	小野寺 敏 彦	
19	議会事務局長	櫻 節 郎	
20	教育委員会教育部長	小 林 和 仁	
21	農業委員会事務局長	小野寺 仁	
22	監査委員事務局長	浅 野 之 春	
23	迫総合支所長	千 葉 伸 一	
24	登米総合支所長	加 藤 孝 二	
25	東和総合支所長	芳 賀 勝 弘	
26	中田総合支所長	菅 原 正 博	
27	豊里総合支所長	佐 藤 正 人	
28	米山総合支所長	小 泉 一 誠	
29	石越総合支所長	加 藤 善 己	
30	南方総合支所長	佐 藤 達 也	
31	津山総合支所長	佐々木 勝 彦	

登米市ネーミングライツパートナーの決定について

登米市ネーミングライツ事業について、令和5年12月27日より「施設等特定公募型」の募集を行った結果、登米祝祭劇場（水の里ホール）、登米総合体育館（とよま蔵ジウム）及び中田総合体育館（なかだアリーナ）への応募がありました。また、随時募集を行っている「提案募集型」についても中田球場への応募がありました。

令和6年3月27日に開催した登米市ネーミングライツ審査委員会において、優先交渉権者を選定した後、施設所管課と優先交渉権者との協議が整ったことから、令和6年5月1日に契約を締結し、以下のとおりネーミングライツパートナーとして決定いたしました。

なお、登米祝祭劇場、登米総合体育館、中田総合体育館については、既存愛称を活用した愛称を命名することとしており、以下の愛称となっております。

1 契約締結内容

(1) 登米祝祭劇場（水の里ホール）

ネーミングライツパートナー	株式会社アベ美装
愛称	水の里ホール・Abebisou
命名権料	1,000,000円/年（税込1,100,000円/年）
ネーミングライツ付与期間	令和6年5月1日～令和11年3月31日

(2) 登米総合体育館（とよま蔵ジウム）

ネーミングライツパートナー	エスビー食品株式会社
愛称	エスビー食品とよま蔵ジウム
命名権料	600,000円/年（税込660,000円/年）
ネーミングライツ付与期間	令和6年5月1日～令和10年3月31日

(3) 中田総合体育館（なかだアリーナ）

ネーミングライツパートナー	トライデントシーフード・ジャパン・登米プラント株式会社
愛称	トライデントなかだアリーナ
命名権料	600,000円/年（税込660,000円/年）
ネーミングライツ付与期間	令和6年5月1日～令和11年3月31日

(4) 中田球場

ネーミングライツパートナー	トライデントシーフード・ジャパン・登米プラント株式会社
愛称	トライデントボールパーク
命名権料	100,000円/年（税込110,000円/年）
ネーミングライツ付与期間	令和6年5月1日～令和11年3月31日

2 今後について

愛称等について、市のホームページ、広報紙等で公表するとともに、今回決定した愛称を市民へ広く周知していきます。

3 担当部署 総務部総務課

電 話：0220-22-2091

F A X：0220-22-3328

令和 6 年度宮城県林野火災防ぎょ訓練について

1 目 的

林野火災の特殊性や地域の特性を考慮した多様な防ぎょ訓練を実施し、関係機関相互の協力体制の強化と火災防ぎょ技術の向上を図ることを目的とする。

2 日 時 令和 6 年 5 月 25 日（土） 午前 9 時から 11 時 30 分まで

3 場 所

- (1) 主 会 場 長沼フットピア トヨタツの丘公園
アイエス総合ボートランド
- (2) 臨時ヘリポート 豊里花の公園

4 参加予定者

国関係、宮城県関係、自衛隊関係、警察関係、消防関係、協定締結機関関係、市内森林組合関係 等 31 機関 約 300 人

5 訓練等内容

- (1) 集結訓練 (2) 通報・初期消火訓練 (3) 現地指揮本部設置・運営訓練
(4) 災害映像伝送訓練 (5) 情報収集伝達・上空偵察・広報訓練
(6) 火災防ぎょ訓練① (7) 空中消火訓練① (8) 緊急輸送訓練
(9) 地上偵察訓練 (10) 緊急水利確保訓練 (11) 延焼阻止・防火線設定訓練
(12) 飛び火警戒訓練 (13) 火災防ぎょ訓練② (14) 遠距離送水訓練
(15) 空中消火訓練② (16) 残火処理・残火確認訓練 (17) 炊き出し訓練
(18) 交通規制訓練 16 種目 (18 項目)

6 市出席者

- (1) 出席者：市長、副市長、各部長等
- (2) 服 装：防災服、ヘルメット着用（開会式及び閉会式時）、アポロキャップ
編上げ靴（市長、副市長）、運動靴または長靴（市長、副市長以外）
※防災服等を貸与されていない方にあつては平服
- (3) 駐車場：アイエス総合ボートランド
- (4) その他：午前 8 時 40 分まで集合願います。

7 担当部署 総務部防災危機対策室
電 話：0220-23-7393
F A X：0220-22-3328

バスで巡る時間旅行『奥の細道芭蕉バスツアー』の実施について

1 目的

335年前の1689年（元禄2年）5月11日（陽暦6月27日）、石巻を出発した松尾芭蕉と河合曾良は津山町を経由し登米町で一泊、翌日中田町から岩手県平泉町に向かいました。

登米町や中田町にはその足跡を記した碑や標柱等が残されており、松尾芭蕉の「おくのほそ道」行脚から335年のメモリアルイヤーにあたり、シティプロモーションの一環として、335年前に芭蕉が歩いた6月27日に合わせ、芭蕉の足跡をたどるバスツアーを開催し、市民への理解・周知を図るとともに、松尾芭蕉が歩いた登米市をPRいたします。

2 日時

令和6年6月27日（木） 9:00～15:30 雨天決行

3 参加費

無料（お昼代は実費負担）

4 定員

20名（要事前申込、先着順）

5 ガイド

「おくのほそ道」案内人協議会登米支部 酒井 哲雄氏

6 行程（予定）

登米市役所登米総合支所集合→出発→北上可動堰（芭蕉公園）（石巻市）→柳津虚空蔵尊→芭蕉翁一宿之碑→遠山之里で昼食→峰鍛冶屋峠→お鶴明神→鏡石の碑→弥勒寺→登米市役所登米総合支所

7 対象者

登米市民、興味のある方

8 主催

登米市

9 担当部署

まちづくり推進部まちづくり推進課

電話：0220-23-7331

FAX：0220-22-9164

芭蕉が歩いた1689年から335年後の

令和6年

6月27日(木)

9:00登米総合支所集合
(登米市登米町寺池目子待井
381-1)

雨天決行

定員20名

参加費無料

(昼食を希望する方は1,000円)

対象者

登米市民

興味のある方

ガイド

「おくのほそ道」案内人協議会

登米支部 酒井 哲雄氏

松尾芭蕉が見た登米市はどんな景色?

バスで巡る時間旅行

奥の細道 芭蕉バスツアー

335年前の1689年5月11日(現在の暦で6月27日)、松尾芭蕉は弟子の河合曾良を伴い、登米市を訪れました。

松尾芭蕉が旅した335年後の6月27日、登米市で芭蕉が見た景色を辿るバスツアーを開催します。

行程(予定)

9:00登米市役所登米総合支所集合→9:15出発→10:00北上可動堰(芭蕉公園)(石巻市)→10:40柳津虚空蔵尊→12:00芭蕉翁一宿之碑→12:15~13:00昼食休憩(希望者は遠山之里で1,000円の昼食)→13:20嶺鍛冶屋峠→13:40お鶴明神→14:40鏡石の碑→15:00弥勒寺北口参道→15:30登米市役所登米総合支所



問合せ・申込
電話番号 0220-23-7331(平日8:30~17:15)
ファクシミリ 0220-22-9164
メール tome-life@city.tome.miyagi.jp

申込方法は、電話または、ファクシミリ、メールでお申込みください。
①件名:奥の細道バスツアー、②参加する方全員の氏名、
③代表の方の住所、電話番号 ④1,000円の昼食の希望の有無をお伝えください。



森の町登米市『登米の森ワークショップ』の実施について

1 目的

連続テレビ小説「おかえりモネ」で本市は「森の町」として描かれたことから、宮城県で初めて森林セラピー基地として認定された登米ふれあいの森で森林セラピー体験、ドラマの中にも登場した「組手什」を組み立てる親子木工教室を開催することで、「森の町」のイメージ定着を図ります。

2 日時及び内容

(1) 「新緑の森で」とのうゝ森林セラピー」

令和6年6月9日（日） 8：30～12：00 予備日 6月15日（土）

定員 20名（要事前申込、先着順）

場所 登米ふれあいの森

(2) 「親子木工教室」

令和6年7月21日（日） 9：30～11：00

定員 親子20組（要事前申込、先着順）

場所 登米市石森ふれあいセンター

組手什の組み立て体験及び、登米町森林組合竹中参事によるお話会

(3) 「秋の森 森林セラピー」

令和6年9月14日（土） 8：30～12：00 予備日10月6日（日）

定員 20名（要事前申込、先着順）

場所 登米ふれあいの森

3 参加費

無料

4 対象者

登米市民及び興味のある方

5 主催

登米市

6 担当部署

まちづくり推進部まちづくり推進課

電話：0220-23-7331

F A X：0220-22-9164

令和 6 年度「市民参加の新たな森林づくり・春」植樹祭について

1 開催趣旨

森林は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止するなど地球環境にとって大切な資源であり、この大切な森林を次代へつなぐため「市民参加の森林づくり」を推進します。

2 植樹祭の概要

- (1) 開催日時：令和 6 年 5 月 26 日（日）午前 10 時から正午まで
- (2) 植樹場所：登米市津山町柳津字黄牛深畑地内「登米市有林」
- (3) 植樹内容：コナラ 720 本を 0.36ha へ植樹
- (4) 参加者：津山小学校みどりの少年団、一般市民等 150 名程度
- (5) 参加費：無料
- (6) 申込期限：令和 6 年 5 月 20 日（月）まで
- (7) 主催：宮城県、登米市
- (8) 後援（予定）

登米市緑化推進委員会、宮城北部流域森林・林業活性化センター登米支部、津山町森林組合、登米町森林組合、東和町森林組合、米川生産森林組合

- (9) 日 程 ※少雨決行
 - 9：30 「道の駅津山もくもくランド」集合、植樹会場へ移動
 - 10：00 開会、主催者あいさつ（宮城県・登米市）
 - 10：10 市からの記念品紹介（木工品）
 - 10：15 植樹方法等説明
 - 10：20 記念撮影
 - 10：25 参加者全員による植樹、わたしの記念植樹（20名）
 - 11：30 植樹完了、閉会
 - 12：00 「道の駅津山もくもくランド」へ移動、解散

- 3 担当部署 産業経済部農林振興課
電 話：0220-34-2709
F A X：0220-34-2802

とめまる 2024 の開催について

1 開催趣旨

地域の魅力を発信・向上させ、交流人口の拡大を目的に、5月25日(土)、1日遊べる手作りマルシェとめまる2024を開催します。

会場のエスファクトリー東北 中江公園と迫体育館を飲食、クラフト、ステージ、体験ブース等107の催事で埋め尽くします。子供から大人まで1日中遊べる沢山の楽しい事を集めた、来場者が安心して過ごせるマルシェイベントとなっています。

2 とめまる 2024 の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 開催日時 | 令和6年5月25日(土) 11時から18時30分
オープニングセレモニー 11時 |
| (2) 会場 | エスファクトリー東北 中江中央公園・迫体育館 |
| (3) 出店 | 78団体(飲食:49ブース、クラフト:27ブース、ケア:2ブース) |
| (4) サブカル | 6ブース(e-スポーツ、プラモデル・スポーツ体験、紙ヒコーキ等) |
| (5) ステージ | 15団体(吹奏楽、よさこい、コーラス、ラップ、バンド等) |
| (6) 仕事ブース | 3団体(警察、自衛隊、消防による車両展示等) |
| (7) 高校生企画 | 3チーム(エコアート、キッズ水鉄砲、キッチンカーPOP作成) |
| (8) キッズ広場 | 2団体(子どもの預かりと見守りブース、絵本読み聞かせブース) |
| (9) 駐車場 | 5ヶ所(登米市役所、みやぎ登米農業協同組合迫支店、鹿ヶ城公園、ハローワークはさま、イオンタウン佐沼)
※イオンタウン佐沼駐車場と会場を結ぶシャトルバスを運行します。 |

3 問合せ先 【とめまる 2024】

とめまる実行委員会

事務局：とめまる実行委員会（ユルヤカニカワルマチ）

TEL：090-7185-6004

第66回水道週間行事について

第 66 回水道週間（6月1日～7日）は、水道事業の理解を深めることを目的に、全国的に各種事業が展開されます。登米市では、下記事業を実施します。

1 第 25 回北上川クリーン作戦

水源となる北上川を守るため、取水施設周辺（登米大橋～下り松取水塔付近）の清掃を行います。

実施日時 6月3日（月）15：00～16：30

集合場所 水辺プラザ船着場（登米町寺池中町地内）

清掃場所 登米大橋付近（登米大橋～下り松取水塔付近）

2 第 35 回ヤマメの稚魚の放流

北上川がいつまでも魚が住める綺麗な川であるよう願いを込めて「ヤマメの稚魚の放流」を行います。

実施日時 6月4日（火）10：00～11：30

集合場所 水辺プラザ船着場（登米町寺池中町地内）

参加対象 登米北上こども園児

3 水道週間作品コンテスト

水道に対する理解を深めてもらうとともに、限りある水資源（水道）の有効利用をアピールするため、市内小中学生などを対象に作品の募集を行います。

募集作品：図画、作文、習字、標語

応募締切：6月7日（金）必着

表彰式：11月26日（火）予定

4 担当部署

上下水道部経営総務課

電 話：0220-52-3313

F A X：0220-52-3316

新たな人事評価制度の試行について

1 目的

地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増してきている。

また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数は減少を続けており、個々の職員に、困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが従来以上に求められる状況となっている。

このような中、地方公務員法の改正（平成 26 年 5 月公布、平成 28 年 4 月施行）により、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入された。

人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には住民サービス向上の土台をつくることを目的とする。

2 実施内容

新たな人事評価制度については、「登米市人事評価制度実施要領（令和 6 年度試行版）」に基づき、実施するものとする。

改正された地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することが規定されているが、本市における令和 6 年度の人事評価では、直接的に昇格や給与等への反映は行わず、主に人材育成や施策・業務管理の面で活用するものとする。

なお、新たな人事評価制度の運用について、試行・検証を行うとともに、昇格や給与等への反映のあり方等について検討するものとする。

3 実施スケジュール

（1）業績評価

①所属目標の設定（5月中旬）

各所属において、部局等の重点施策、その他所属の課題等を踏まえ、重点的・優先的に取り組むべき施策を所属目標として設定し、所属職員に周知する。

②個人目標の設定（5月下旬）

被評価者は、所属目標を踏まえ、本年度の目標を業績評価シートに記入し、ウェイト（重要度）と、困難度（目標のレベル）を設定する。

③期首面談（6月上旬）

評価者は、被評価者との面談により、設定した目標、ウェイト、困難度を確認し、必要に応じてアドバイスをを行い、目標を決定する。

④業務遂行（評価対象期間中）

被評価者は、設定した目標の達成に向け、業務を遂行する。評価者は、業務の進行状況等を把握し、必要な指導・助言を行う。

⑤中間評価・期中面談（9月下旬～10月下旬）

被評価者は、9月までの目標の進行状況を業績評価シートに記入し、評価者に提出する。評価者は、10月に中間評価、期中面談を行い、目標達成のための指導・助言を行う。

⑥最終評価・期末面談（1月下旬～2月下旬）

被評価者は、1月までの目標の達成状況を業績評価シートに記入し、評価者に提出する。評価者は、2月に最終評価・期末面談を行い、設定した目標の達成に向けた業務の遂行等について指導・助言を行う。

（2）能力評価

①評価項目の確認（5月下旬）

被評価者は、職務上求められる行動を確認する。

②業務遂行（評価対象期間中）

被評価者は、職務上求められる行動を念頭に置き、業務を遂行する。評価者は、被評価者の日常の報告・連絡・相談等を通じて必要な指導・助言を行う。

③評価・面談（1月下旬～2月下旬）

被評価者は、1月までの自己評価を能力評価シートに記入し、評価者に提出する。評価者は、2月に評価・面談を行い、被評価者の職務上取られた行動等について指導・助言を行う。

3 実施要領・様式等の保存場所

【社のOffice】ネットフォルダ

「市長部局」－「総務部」－「人事課」－「人事研修係」－「人事評価制度関係」

4 令和6年度人事評価（評価者）研修

(1) 開催日時 【A日程】令和6年5月14日（火）午前9時～午後4時

【B日程】令和6年5月15日（水）午前9時～午後4時

(2) 会場 石森ふれあいセンター 多目的研修施設

(3) 受講対象者 次長級及び課長級職員

5 担当部署 総務部人事課

電話：0220-22-2145

FAX：0220-22-9164

電子メール施行

登 人 号 外
令和 6 年 4 月 30 日

各部長
 会計管理者
 各総合支所長
 議会事務局長
 教育委員会教育部長
 監査委員事務局長
 農業委員会事務局長
 消防本部消防長
 医療局次長
 上下水道部長
 (主管課等扱い)

様

総務部長
 (公印省略)

窓口及び電話での対応と「接遇向上運動」の実施について(通知)

日頃より各部局等におかれましては、市民に対する接遇向上について取り組みいただき感謝申し上げます。

さて、職員の言葉づかいや執務態度に対して、これまでも市民から様々な御意見を頂戴しており、特に年度当初においては、採用や異動による配置換えにより、各所属における窓口対応や電話対応について、市民の皆様が不快な思いをしないよう、いつも以上に注意する必要があります。

このことから、別紙要領のとおり全職員を対象とした「接遇向上運動」に取り組みますので、会計年度任用職員を含む貴部局内職員に対して周知徹底をお願いするとともに、職務遂行にあたり適切な対応を怠ることのないよう、改めて「接遇マニュアル」を基本とした対応を実践するよう周知徹底をお願いします。

また、所属長の皆様には、この機会を捉え、「あいさつ・身だしなみ・名札着用」が職員としての基本マナーであることを職員一人ひとりに再確認させるとともに、接遇の向上について所属職員に徹底されるよう指導をお願いします。

【接遇マニュアル】

○社のオフィス

ネットフォルダ ≫ 市長部局 ≫ 総務部 ≫ 人事課 ≫ 給与厚生係
 ≫ 接遇関係 ≫ R06 接遇向上運動

※壁紙等データも格納しています。

(追記)

貴職においては、部局内所属長に本メールを転送するなどして、必ず部局内全職員に対し、周知徹底されるよう配慮願います。

また、主管課におかれては、**実施要領に基づく「接遇向上運動取組報告書」**について、**各課等の取りまとめの上、6月7日(金)まで報告をお願いします。**

【担当】 人事課給与厚生係
 新田

【 I P 】 100-1210

令和6年度 接遇向上運動実施要領

1 運動の趣旨

市役所の業務は市民サービスの提供が基本であり、日々の接遇が市民満足度や市役所のイメージにつながります。

職員の言葉づかいや態度に対して厳しい視線が向けられている中で、特に年度当初においては、採用や異動による配置換えにより、各所属における窓口対応や電話対応について、市民の皆様が不快な思いをしないよう、いつも以上に注意する必要があることから、電話対応等の接遇向上についての意識を高め、接遇による市民満足度を向上させるため、接遇向上運動を実施します。

2 対象者

全職員（会計年度任用職員含む）を対象とします。

3 実施期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）

4 運動の内容

次の取り組みをお願いします。（複数可）

なお、壁紙の設定やラベル作成の手順は、別紙をご確認願います。

（1）パソコンへの壁紙設定

別添「接遇向上運動」啓発用データを、「壁紙の変更のしかた」を参考に設定する。



（2）机上への掲示

啓発用データを印刷し、デスクマットに挟むなど見えやすく掲示する。



（3）電話機付近への掲示用運動ラベルの設置

啓発用データを印刷し、電話機付近に貼り出すなど取り次ぎに支障がでないよう掲示する。



5 取組内容の報告

今後の接遇運動の参考とするため、別紙「接遇向上運動取組報告書」に記入して報告願います。

また、報告書には、各職員が取組んだ内容（（1）から（3）のいずれか）を記入するとともに、これ以外に取り組んだ場合は備考欄に内容を記載願います。

6 報告期日

令和6年6月7日（金）

主管課とりまとめの上、電子メールにて、総務部人事課給与厚生係 庶務まで報告願います。

【参考】令和5年度接遇向上運動 取組実績

<p>(1) パソコンへの壁紙設定 (対象職員 1,106 人)</p> <p>1,106人 (100%) (R4: 889人 (85%))</p> 	<p>(2) 机上への掲示 (対象職員 1,089 人)</p> <p>1,055人 (97%) (R4: 740人 (71%))</p> 	<p>(3) 電話機付近へ掲示用 運動ラベルの設置 (対象職員 1,215 人)</p> <p>1,206人 (99%) (R4: 840人 (80%))</p> 
---	--	--

※調査対象職員については、休暇中の職員や机のない会計年度任用職員を除く。

家畜伝染病発生時における本市の対応について

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の家畜伝染病が国内で多発しており、これらの状況から、家畜伝染病発生時における本市の対応について事前に体制の確認を行うもの。なお、市内で発生した場合、主体的な対応は「宮城県特定家畜伝染病対策本部」が実施し、本市は県と連携して対策支援を行うものとなる。

1 組織体制の概要

(1) 現地防疫対策本部

市内において家畜伝染病予防法に定める法定伝染病が発生し、又は発生の恐れがある場合に、伝染病の蔓延防止のため「登米市家畜伝染病等現地防疫対策本部」が自動的に設置される。(登米市家畜伝染病等現地防疫対策本部設置要綱)

(2) 幹事会

発生地班（防疫班）、追跡班、サポート班（移動規制班）などの編成及び運営等に携わり、班員の調整や道路使用の許可及び規制、災害の予防、警戒、防疫従事者への施設提供、住民への情報提供などを調整する。

2 市内の家きん及び養豚場の概要

(1) 家きん（100羽以上） 3経営体、3農場 (単位:農場、羽)

所在地	登米(卵)	米山(卵)	東和(卵)	100羽未満	合計
農場数	1	1	1	54	57
飼養頭数	123	627	100	933	1,783

(2) 養豚 27経営体、35農場 (単位:農場、頭)

所在地	迫	登米	中田	豊里	米山	石越	合計
農場数	9	4	4	1	16	1	35
飼養頭数	9,464	16,070	10,200	5	16,124	650	52,513

※豊里は繁殖成豚（母豚）

3 家畜伝染病発生状況

(1) 令和5年度発生状況

高病原性 鳥インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年10月、大崎市内（蕪栗沼付近）で回収された衰弱野鳥（ハシブトガラス）から感染が確認され、本市の一部が野鳥監視重点区域になる。県内で1事例目。 令和5年10月、長沼付近で回収された死亡野鳥（オオタカ）から感染を確認。県内で2事例目。
豚熱	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月、東和町内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性を確認。 令和5年12月、東和町内で捕獲された野生イノシシ2頭から豚熱陽性を確認。 令和6年2月、大崎市内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性が確認され、本市の一部が監視区域になる。 令和6年2月、東和町内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性を確認。

(2) 市の対応状況

令和5年11月、家畜伝染病等の発生、又は発生するおそれがある場合の設置基準をより明確に示すため、本部設置要綱の一部改正を行った。

月日	内容
令和5年 11月24日	<ul style="list-style-type: none"> 東和町内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性が確認されたため、市防疫対策本部設置要綱第2条の規定に基づき、「登米市家畜伝染病等現地防疫対策本部」を設置。 本部設置期間中の12月8日、東和町内で捕獲された野生イノシシ2頭から豚熱陽性が確認されたため、防疫対策本部の設置期間を延長。 上記以降、市内における特定家畜伝染病の発生が確認されなかったことから、令和6年1月5日をもって防疫対策本部を解散。
令和6年 2月16日	<ul style="list-style-type: none"> 大崎市内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性が確認され、発見場所から半径10kmの監視区域の範囲が本市の一部に及んだため、市防疫対策本部設置要綱第2条の規定に基づき、防疫対策本部を設置。 本部設置期間中の2月22日、東和町内で捕獲された野生イノシシ1頭から豚熱陽性が確認されたため、防疫対策本部の設置期間を延長。 上記以降、市内における特定家畜伝染病の発生が確認されなかったことから、令和6年3月21日をもって防疫対策本部を解散。

4 担当部署 産業経済部農政課
電 話：0220-34-2713
F A X：0220-34-2802

○家畜伝染病等現地防疫対策本部構成

役職	職
本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	総務部長、まちづくり推進部長、市民生活部長、産業経済部長
〃	建設部長、教育部長、消防長、上下水道部長、危機管理監

○家畜伝染病等現地防疫対策本部幹事会構成

役職	職
幹事長	産業経済部 次長
副幹事長	産業経済部 農政課長
幹事	総務部 市長公室長、総務課長、防災危機対策室長
〃	まちづくり推進部 財政経営課長
〃	市民生活部 環境課長
〃	産業経済部 産業総務課長、農林振興課長、地域ビジネス支援課長
〃	観光物産戦略課長
〃	建設部 建設総務課長
〃	教育部 教育総務課長、学校教育課長
〃	消防本部 消防総務課長
〃	上下水道部 経営総務課長
〃	発生地域総合支所 支所長、市民課長